

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第 24 条の規定に基づく  
地域活性化プラン策定の運用について

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第 24 条の規定に基づく地域活性化プラン策定要領（平成 23 年 6 月 1 日三重県農水商工部長通知、以下「要領」という。）に規定する地域活性化プランの策定に関して定めのない事項はこの運用による。

第 1 各種様式の提出先

- 1 「要領第 2 の 2 に規定する要領別紙様式第 1 号による照会」、「要領第 2 の 3 に規定する要領別紙様式第 4 号による提出」、「要領第 2 の 5 の(3)に規定する要領別紙様式第 7 号による提出」は、農村地域団体の所在地を管轄地域とする農林水産（農政・農林）事務所（以下「事務所」という。）が受け付けるものとする。

ただし、農村地域団体の地域活性化プランによる活動が複数の事務所の管轄地域に及び、所在地を管轄地域とする事務所で受け付けることが適当でないと考えられるときは、当該団体の事務所別の構成員数割合等で過半を占める事務所がある場合は当該事務所、それ以外は三重県農林水産部担い手支援課（以下、「主務課」という。）において受け付けるものとする。

- 2 「要領第 2 の 2 に規定する要領別紙様式第 2 号別紙による意見照会への回答」、「要領第 2 の 5 の(1)に規定する要領別紙様式第 5 号別紙による意見照会への回答」は、市町を管轄地域とする事務所が受け付けるものとする。

第 2 関係市町への意見照会

- 1 「要領第 2 の 2 に規定する要領別紙様式第 2 号による意見照会」、「要領第 2 の 5 に規定する要領別紙様式第 5 号による意見照会」は、当該団体の市町別の構成員数割合等で過半を占めない市町に対しては省略することができるものとする。

なお、受け付けを行った事務所の管轄地域に含まれない市町への照会又は主務課が行う市町への照会は、当該市町を管轄地域とする事務所を通じて行うものとする。

- 2 前項 1 で意見照会を行わなかった関係市町に対しては、「要領第 2 の 2 に規定する要領別紙様式第 3 号による照会への回答」、「要領第 2 の 5 の(1)に規定する要領別紙様式第 6 号による確認通知」の写しを送付するものとする。

### 第3 地域活性化プランの計画期間終了後の継続確認

- 1 要領別紙様式第8号による地域活性化プランに基づく活動が継続する旨の通知は、農村地域団体の策定した地域活性化プランを受け付けた事務局が行うものとする。

### 第4 疑義の照会

- 1 要領第2の2に規定する農村地域団体の確認の判断、要領第2の5に規定する地域活性化プランの確認の判断に疑義が生じた場合は、速やかに主務課長へ協議するものとする。

### 第5 農村地域団体の確認及び地域活性化プランの確認に係る事務処理の例外

- 1 「要領第2の2に規定する要領別紙様式第1号による照会」と「要領第2の3に規定する要領別紙様式第4号による提出」が同時に行われた場合には、事務手続きの円滑化と農村地域団体の事務負担軽減の観点から、事務局において「要領第2の2に規定する要領別紙様式第2号による意見照会」及び「要領第2の5に規定する要領別紙様式第5号による意見照会」、「要領第2の2に規定する要領別紙様式第3号による照会への回答」及び「要領第2の5の(1)に規定する要領別紙様式第6号による確認通知」の手続きを同時に行うことができるものとする。

なお、事務局は、市町においても同様に取り扱われるよう配慮するものとする。

- 2 要領第2の5(1)による地域活性化プランの確認を受けた団体において、当該計画の計画期間終了後に当該計画を更新し、要領第2の5(1)による地域活性化プランの確認を受けようとするとき、当該団体の構成や取組の方向等に大幅な変更がない場合には、要領第2の2による農村地域団体の確認を省略することができるものとする。

### 附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

この要領は、平成24年11月30日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年6月3日から施行する。

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

地域活性化プランに関する問合せ先

問合せ先	電話番号
三重県 農林水産部 担い手支援課	059-224-2016

地域機関の窓口	電話番号
桑名農政事務所 農政室 地域農政課	0594-24-7421
四日市農林事務所 農政室 地域農政課	059-352-0629
津農林水産事務所 農政室 地域農政課	059-223-5102
松阪農林事務所 農政室 地域農政課	0598-50-0515
伊勢農林水産事務所 農政室 地域農政課	0596-27-5164
伊賀農林事務所 農政室 地域農政課	0595-24-8108
尾鷲農林水産事務所 農政・農業基盤室 地域農政課	0597-23-3498
熊野農林事務所 農政室 地域農政課	0597-89-6122